相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市阿倍野区阪南町二丁目一五番地一、最後の住所大阪市阿倍野区阪南町二丁目一五番五号　被相続人　亡　山崎　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十一日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三〇二

相続財産管理人弁護士　大場めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市都島区都島北通一丁目二〇番地、最後の住所大阪市都島区都島北通一丁目一三番一七号　被相続人　亡　池元　昭夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十一日

大阪市北区西天満二丁目一四番六号セントチュリー西天満ビル四階

相続財産管理人弁護士　大西　悦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市北区新金岡町一丁七番地一、最後の住所堺市東区北野田四七六番地一七　被相続人　亡　坂上　賢則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十一日

大阪市北区今橋二丁目二番二号南都銀行大阪北浜ビル五階

相続財産管理人弁護士　市川　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市生野区小路一丁目一番、最後の住所大阪市生野区小路一丁目一番一五号　被相続人　亡　田代　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十一日

大阪市北区西天満四丁目三番二五号梅田プラザビル別館九階

相続財産管理人弁護士　松浦由加子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府貝塚市半田六九三番地、最後の住所大阪府泉南郡熊取町小垣内三丁目一七番一八号　被相続人　亡　辻本　勝實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十一日

大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル八階

相続財産管理人　弁護士　芦田　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県伊丹市春日丘二丁目一一一番地、最後の住所兵庫県尼崎市浜田町三丁目五一番地　被相続人　亡　西　清秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十一日

神戸市中央区多聞通三丁目三番七号　神戸センタービル九階

相続財産管理人　弁護士　田辺　重徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取市河原町曳田三八七番地、最後の住所鳥取市東町三丁目三〇七番地　被相続人　亡　西田〃ヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十一日

鳥取市西町一丁目一〇一番地西町パンクビル二階鳥取市民総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　房安　強

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市上町三丁目四番、最後の住所高知県高知市旭町一丁目五五番地パゴダテラス七〇一号　被相続人　亡　石川　匡

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十一日

高知県高知市升形四番三号県庁前クリニックビル三階　大塚・津田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　津田　久敬

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成24年1月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①仙北富士交通株式会社　②第3種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第3－343号　④仙北富士交通株式会社　宮城県遠田郡涌谷町太田字古川2番地2　代表取締役　佐藤和雄　⑤トラベル事業部　宮城県遠田郡涌谷町太田字古川2番地2　⑥平成23年9月20日　⑨平成23年12月1日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫宮城県遠田郡涌谷町太田字古川2番地2　仙北富士交通株式会社　代表取締役　佐藤和雄

B　①有限会社グローバルトラベル　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－4845号　④有限会社グローバルトラベル　東京都新宿区高田馬場四丁目18番9号ハイシティ高田馬場203号A室　代表取締役　河崎洋　⑤本社営業所　東京都新宿区高田馬場4丁目18番9号ハイシティ高田馬場203－A　⑥平成12年7月19日　⑧平成22年7月26日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都品川区西五反田一丁目32番6号　株式会社グローバルトラベル　代表取締役　渡邊礼子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市魚の町六番地一四、最後の住所長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷六四七番地　被相続人　亡　井上喜美代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十一日

長崎市興善町四番一四号

相続財産管理人　司法書士　阿部　康博